

尾張旭市公用車広告事業提案募集要項

1 はじめに

市が所有する公用車を広告媒体として有効に活用する広告事業を実施するに当たり、対象となる公用車の選定や、広告の掲示方法、広告主の募集方法などの広告事業についての提案を募集します。

公用車への広告掲載は、公用車の車体に法人等の名称や商品名をPRできる事業です。民間事業者等の柔軟な発想により、円滑かつ市の歳入確保につながる効果的な広告事業が実施できることを期待して、提案を募集します。

2 募集概要

(1) 対象となる公用車

市が所有する公用車128台のうち、バス、消防車両、救急車両を除いた一部の車
※どの車を対象とするかについては、提案者との協議の中で決めていきます。

(2) 提案の条件

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

ア 民間事業者等が自らのアイデアやノウハウを活用して公用車広告事業が実施できる提案であり、原則として自らが確実に実施できる提案

なお、本市と連携することで事業化への障壁の解決やビジネスモデルへの展開などが実現する事業の提案についても受け付け、対話や詳細協議を通じて、採否を判断していきます。

イ 原則として、本市に新たな財政負担が生じない提案

ただし、提案によって、財政負担を判断する場合は本市に対して財政負担を求める提案についても受け付け、対話や詳細協議を通じて、採否を判断していきます。

(3) 広告収入等の見通し

提案によって市の歳入となる広告収入の見通しを示してください。また、上記(2)イの市に財政負担を求める提案については、その負担額を示してください。

(4) 提案事業の開始時期

令和8年度上半期での開始を予定しています。

(5) 提案に当たっての留意点

公用車への広告掲載に当たっては、広告主として規制する業種や広告内容等について、尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準に基づき、掲載の可否を判断することとなるため、留意してください。

3 参加資格

(1) 参加要件

ア 提案者は、提案内容を実行できる意思とノウハウ、資金等を有する法人(営利を主な目的として活動する企業や団体等(ジョイントベンチャーやコンソーシアムを含む。))、非営利法人、又は個人事業主とします。

イ 提案者は、本市との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変

更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は除外します。

ア 自ら事業の実施主体となる意思がなく、本市や第三者が提案事業を実施することを期待するだけの者

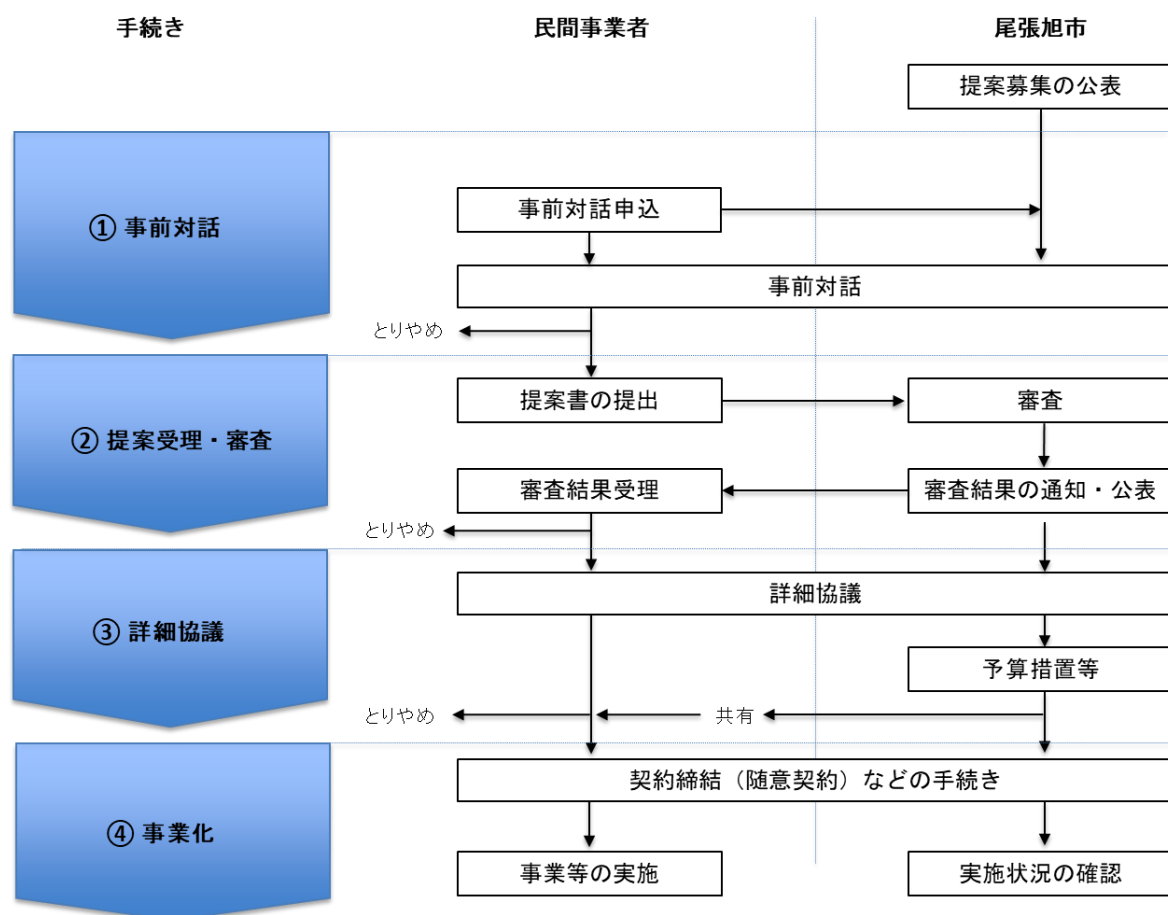
イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てをしている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者

オ 尾張旭市の市税等を滞納している者

4 提案事業実現までの手続きイメージ



5 事前対話

(1) 事前対話（必須）

提案を検討されている方は、必ず本市と事前対話を行ってください。

ア 事前対話の申込

事前対話申込書（別紙様式1）を令和7年10月31日（金）までに提出してください。

事前対話の申込受付後、市担当者から対話日時の調整の連絡を行います。

イ 事前対話の実施

事前対話の実施は、尾張旭市役所で行います。

申込時に記入していただいた提案の概要について説明していただきます。

提案事業の説明に当たり必要な場合は、資料を提出してください。（任意）

(2) 現地調査（任意）

提案内容の検討に当たり、現地調査を行うことができます。

現地調査を希望される場合は、申込時に合わせてお知らせください。

なお、現地調査は、市の公用車使用の支障にならない範囲で行います。

(3) 結果の通知及び公表

ア 事前対話の実施結果は、事前対話実施結果通知書（別紙様式2）により通知します。

イ 事前対話の実施結果については、市ホームページで公表します。

公表内容は、対話を行ったこと及び提案事業の概要とします。

公表内容は、提案者の個人情報や具体的なノウハウ等の公表により提案者の利益を害するおそれがある情報に配慮し、公表に当たっては、予め提案者と内容の調整を行います。

(4) 提案のとりやめ

事前対話の結果、事業の提案をとりやめることができます。

6 事業の提案・審査

(1) 提案書の提出

ア 提案書の提出

提案書（別紙様式3）を提出してください。

イ 提出期間

市ホームページ等で提示します。

(2) 追加対話

提出いただいた提案内容を聞き取るため、追加対話を依頼することがあります。

追加対話を依頼する場合は、市担当者から対話日時の調整の連絡を行います。

(3) 提案にかかる質問について

提案書作成に必要となる公用車情報等に関する質問は、質問書兼回答書（別紙様式

4）を提出してください。質問に対する回答は、質問者へ電子メールで送付します。

また、質問とその回答については、市ホームページで公表します。

(4) 提案内容の審査

ア 採否の決定

提出いただいた提案書は、広告事業の効果や実現性などの観点により内容を審査し、提案の採否を決定します。なお、提案の採否は、本市と提案者とが事業化に向けた詳細協議を行うか否かを決めるものであり、事業化を決定するものではありません。

イ 審査結果の通知

審査結果は、採否いずれの場合も審査結果通知書（別紙様式 5）により提案者に通知し、必要に応じて本市からの説明機会を設けます。

ウ 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページで公表します。

公表内容は、提案があったこと及び提案事業の概要、審査結果の概要とします。

上記は、提案者の個人情報や具体的なノウハウ等の公表により提案者の利益を害するおそれがある情報に配慮し、公表に当たっては、予め提案者と内容の調整を行います。

(5) 事業化のとりやめ

採択者においては、事業化に向けた詳細協議を行わないことができます。

(6) 参加資格の確認

「3 参加資格」の要件確認を行うため、採択者は、公用車広告事業提案に係る誓約書兼同意書（別紙様式 6）及び暴力団等の排除に係る照会同意書（別紙様式 7）を提出してください。

確認の結果、参加資格がない場合は、市担当者から通知します。

7 事業化に向けた詳細協議

(1) 基本協定書の締結

本市は、採択した提案事業の事業化に向け、採択者との詳細な協議を行うに当たり、双方の義務や役割分担等を定める基本協定書を締結します。

協定期間は原則 6 か月以内とし、双方が合意した場合は、協定期間の延長ができるものとします。

(2) 詳細協議

ア 協定の締結後、本市と採択者は、事業化に向けた詳細協議を行います。

イ 提案の事業化に関して必要がある場合は、採択者は、公用車の所管課等と協議を行い、事業化に向けた調整を行うこととします。

(3) 留意事項

ア 詳細協議に係る費用は、採択者の負担とします。

イ 詳細協議は、事業実施に当たっての責任の所在や成果内容、対応水準等を予め明確にします。

ウ 詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。その場合、採択者が協議に要した費用について、本市は責任を負いません。

8 契約締結

(1) 契約締結

採択者と本市は、詳細協議により双方が合意した場合は、提案事業の実施に係る随意契約を締結します。

(2) 契約の時期

採択者と本市は、概ね次に定める時期に、契約を締結します。

ア 市議会の議決が必要な場合は、議決後

イ 予算措置が必要な場合は、予算措置後

ウ ア及びイに該当しない場合は、詳細協議による双方合意後

9 書類提出先・問い合わせ先

(1) 事前対話申込書・提案書・質問書の提出先

尾張旭市役所 北庁舎2階

総務部財政課 財政係

電子メール zaisei@city.owariasahi.lg.jp

(2) 問い合わせ先

尾張旭市役所 総務部財政課 財政係

電話0561-76-8113（直通）

年 月 日

事前対話申込書

尾張旭市公用車広告事業提案募集への応募に当たり、事前対話を申し込みます。

民間事業者等名		
代表者氏名		
所在地		
連絡担当者	氏名	
	所属部署	
	電話	
	メールアドレス	
備考		
●提案に当たり、現地調査（提案する公用車の確認）を希望しますか。 （希望する・希望しない） ●事前対話の結果は、事前対話実施結果通知書にて通知します。 ●提案募集についての詳細は、尾張旭市公用車広告事業提案募集要項を御確認ください。		

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長
(公 印 省 略)

事 前 対 話 実 施 結 果 通 知 書

年 月 日付で実施した公用車広告事業に係る提案についての事前対話について、次のとおり実施結果を通知します。

1 実施結果

提案可能 ・ 提案不可

2 実施結果の理由

3 その他

- (1) 実施結果については市ホームページで公表します。公表内容は、対話を行ったこと及び提案事業の概要としますが、提案者の個人情報や具体的なノウハウ等の公表により提案者の利益を害するおそれがある情報に配慮します。
- (2) 提案可能となったものでも、提案書の提出を行わず、とりやめることができます。

年 月 日

提 案 書

提案タイトル		
民間事業者等名		
代表者氏名		
所在地		
連絡担当者	氏名	
	所属部署	
	電話	
	メールアドレス	
提案の内容（できるだけ具体的に記載してください。）		
提案による広告収入の見通しと効果等		

※上記の内容は、別紙で企画書等を添付していただいても結構です。

年 月 日

質 問 書 兼 回 答 書

民間事業者等名		
代表者氏名		
所在地		
連絡担当者	氏名	
	所属部署	
	電話	
	メールアドレス	
質問事項		
回答		

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長
(公 印 省 略)

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で提案のあった公用車広告事業について、次のとおり審査結果を通知します。

1 提案タイトル

2 審査結果

採用 ・ 不採用

3 審査結果の理由

4 その他

- (1) 審査結果については市ホームページで公表します。公表内容は、提案があったこと及び提案事業の概要、審査結果の概要としますが、提案者の個人情報や具体的なノウハウ等の公表により提案者の利益を害するおそれがある情報に配慮します。
- (2) 採用となった提案であっても、事業化に向けた詳細協議を行わず、とりやめることができます。
- (3) 事業化に向けた詳細協議に入る場合は、事前に参加資格の確認を行いますので、「公用車広告事業提案に係る誓約書兼同意書」及び「暴力団排除に係る照会同意書」を提出してください。

公用車広告事業提案に係る誓約書兼同意書

尾張旭市公用車広告事業の提案に当たり、「尾張旭市公用車広告事業募集要項」に規定する参加資格を満たしていることを誓約します。後日、これらが事実と相違することが判明した場合には、協定・契約の解除等、尾張旭市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、尾張旭市の市税等の納付状況を、尾張旭市長が閲覧・確認することについて同意します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

法 人 名 等	
所 在 地	
代 表 者 職 氏 名	

暴力団等の排除に係る照会同意書

法人名等				
役 職 名	氏 名	生年月日	性 別	住 所

※役員全員を記載してください。

尾張旭市公用車広告事業の提案に係る資格審査のため、「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日付け尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長締結）」に基づき、尾張旭市が愛知県守山警察署へ氏名・生年月日・性別・住所等の上記内容の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会することについて、本人の了解を確認のうえ同意します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

法 人 名 等	
所 在 地	
代 表 者 職 氏 名	